



2022年5月12日

各 位

会 社 名 文化シャッター株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小倉 博之  
(コード：5930 東証プライム)  
URL：<https://www.bunka-s.co.jp/>  
問合せ先 人事総務部長 宮下 貴博  
(TEL：03-5844-7200)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主（以下「提案株主」といいます。）より、2022年6月21日開催予定の第76期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領していましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 提案株主 i からの本株主提案の内容等および当社取締役会意見

##### 1. 提案株主 i

株主名：NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC

##### 2. 上記株主からの本株主提案の内容等

###### (1) 議題

①譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

②自己株式取得の件

###### (2) 議案の内容

「別紙1：提案株主 i からの本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、「別紙1：提案株主 i からの本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

###### (3) 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

ア. 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

イ. 反対の理由

当社の取締役の報酬等は、当社経営方針の実現並びに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社は、本総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、基本方針を踏まえ取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。本制度内容は「2022年5月12日付当社適時開示資料：役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を参照。）を導

入することについてご承認をお願いしており、原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬は、「月額報酬」、「役員賞与」および本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入にあたっては、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に取締役の報酬全体の水準、報酬の種類ごとの割合の妥当性を検討しております。また、当社は取締役の報酬に関する客観性ならびに説明責任の強化を目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入についても指名・報酬委員会の審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

本制度の導入に伴い、役員報酬の算出方法等について見直しを行っており、「月額報酬」は従来どおり役位や職責等を勘案した上で算出、「役員賞与」は当期純利益等の収益性指標、「株式報酬」は収益性指標および資本効率性指標を設定し、その達成度等により算出をすることとしております。そして、報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、「月額報酬」、「役員賞与」（指標100%達成時）および「株式報酬」（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定することとしております。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役の報酬の限度額を年額700百万円以内、付与株数の上限は700,000株以内（のうち、監査等委員である取締役の報酬の限度額を年額100百万円以内、付与株数の上限は100,000株以内）とし、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間付与するよう設計する旨の本株主提案は、当社の取締役の報酬等の基本方針とは乖離したものであり、かつ月額報酬および役員賞与の報酬体系とのバランスを欠く過大な株式報酬枠であると考えます。業績連動型株式報酬制度の導入にあたっては、取締役に適切なインセンティブを付与する観点とともに、制度導入に伴う希薄化率、従業員との報酬格差等、当社のステークホルダーに配慮した制度設計が望ましいと考えます。加えて、本株主提案では、監査等委員である取締役も含めた譲渡制限付株式報酬制度の導入が提案されておりますが、監査等委員である取締役は、取締役の業務執行を監査し、経営の監査・監督機能を強化することが求められており、その職務内容に照らして過度なインセンティブを付与することはなじまないことから、業績と連動する本制度の対象に含めることは適切ではないと考えております。したがって、**当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。**

## ②自己株式取得の件

### ア. 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

### イ. 反対の理由

当社は、2021年度から2023年度における中期経営計画にて発表している通り、総額100億円の自己株式の取得を行い、株主還元の拡充を図る方針です。既に2021年度におきまして50億円の自己株式の取得を完了しており、残りの50億円分につきましても、期間内に取得する予定です。また、当社の収益基盤を強化するため、同期間内におきまして150億円のM&Aを実施する予定ではありますが、M&Aが条件や機会等の都合上計画未達となる場合は、自己株式の取得のさらなる実施を検討する予定であります。

当社といたしましては、株主還元の重要性を認識しており、上記中期経営計画の通り自己株式を取得することは決定しているものの、その時期や金額は、本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、上記中期経営計画における還元性向および実際の当社業績に基づき、当社株式の取引の状況および株

価を踏まえながら適切な時期・金額を検討した上で実施したいと考えております。

なお、当社定款第7条には、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、上記中期経営計画の株主還元政策を実現するため、機動的に取締役会にて審議を行い自己株式の取得を行うことを検討していきたいと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

## II. 提案株主 ii の本株主提案の内容等および当社取締役会意見

### 1. 提案株主 ii

株主名：INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP および株式会社ストラテジックキャピタル

### 2. 上記株主からの本株主提案の内容等

#### (1) 議題

- ① 剰余金処分の件
- ② 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件
- ③ 政策保有株式に係る定款変更の件
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- ⑤ 自己株式の消却に係る定款変更の件
- ⑥ 自己株式の消却の件

#### (2) 議案の内容

「別紙2：提案株主 ii からの本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、「別紙2：提案株主 ii からの本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

#### (3) 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### ① 剰余金処分の件

ア. 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

イ. 反対の理由

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

株主還元を拡充するため、2021年度から2023年度における中期経営計画では、配当性向35%を目安とした上で、3年間で総額100億円の自己株式を取得する計画を表明し、初年度である2021年度においては、一株当たりの配当を40円（中間配当と期末配当の合計）とし、50億円の自己株式の取得を実施したことで、総還元性向は100%を超えております。上記中期経営計画の3年間の平均で70%を超える総還元性向を計画しております。

当社グループは、当社の経営理念のもと機動的な株主還元をはじめ、気候変動対策や雇用の確保維持、事業成長エンジンとなる新商品の開発等、経営の安定成長を推し進め、全てのステークホルダーからの期待に応えなければならないと考えております。また、昨今の世界情勢による急激な事業環境の悪化に対しても揺るがない経営基盤を築き、サプライチェーンの確保と安定供給を維持する必要があります。そのような認識の下、内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、上記中期経営計画における『未来を切り開く、快適環境のソリューショングループをめざして』を基本テーマ

として有効投資していくことを基本的な考えとしております。それらを踏まえ持続的な安定成長には財務基盤の安定維持と事業収益拡大のための投資は引き続き最重要課題と考えております。

なお、当社グループは、資本政策の動向が株主の利益や投資家の投資意欲に重要な影響を与え得ることを踏まえ基本的な資本コスト指標を開示しているところ、投資に対する資金調達につきましては、自己資金の活用と外部調達も併せて検討し、自己資本の肥大化を抑制し、資本コストを意識した経営に努めることが重要であると考えております。

本株主提案は2022年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を実施することは、中長期的な経営課題の達成に支障を来すおそれがあるとともに、株主の皆様に対する将来の安定的な株主還元の継続を困難にする懸念を生じさせるものであり、上記中期経営計画に基づく配当および自己株式取得によって、株主の皆様に対する十分な還元を実現し、もって当社株式価値の向上を図ることができるものと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

## ②当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件

2022年5月12日開催の当社取締役会におきまして「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を廃止することについて決議いたしました。（2022年5月12日付当社適時開示資料参照）

## ③政策保有株式に係る定款変更の件

ア．当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

イ．反対の理由

当社は、事業の拡大や持続的発展並びに取引先との安定的な取引の維持・強化や業務提携の強化を図ることを目的として、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断された場合に政策保有株式を中長期的に保有してきました。また、取締役会において中長期的な観点から保有することのメリットとリスクなどを踏まえ、個別銘柄ごとに配当金・関連取引利益等の関連収益が当社資本コストに見合っているかを検証した上で、合理性および必要性の観点に基づきそれを精査し、保有の適否を判断しております。その検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を推し進め、保有株式の縮減を図る方針としております。

現状当社は上記の方針に基づき、政策保有株式の縮減を進めており、2018年3月期の59社（純資産比率15.8%）から2022年3月期の46社（同9.2%）へと縮減を進めております。今後におきましても政策保有株式の縮減を継続していく方針であります。

当社取締役会といたしましては、政策保有株式の保有の適否の判断は、上記の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会にて銘柄ごとに個別に議論すべき事項であり、かかる検証を行うことなく、本株主提案のように定款で一律に規定することは、経営に柔軟性を欠かせることになり、企業価値を毀損させる可能性があることに加え、当社の政策保有株式に関する上記の方針にそぐわないものであること、また、本株主提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

④取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

ア．当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

イ．反対の理由

当社の取締役の報酬等は、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社は、本総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、基本方針を踏まえ取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。本制度内容は「2022年5月12日付当社適時開示資料：役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を参照。）を導入することについてご承認をお願いしており、原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬は、「月額報酬」、「役員賞与」および本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入にあたっては、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に取締役の報酬全体の水準、報酬の種類ごとの割合の妥当性を検討しております。また、当社は取締役の報酬に関する客観性ならびに説明責任の強化を目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入についても指名・報酬委員会の審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

本制度の導入に伴い、役員報酬の算出方法等について見直しを行っており、「月額報酬」は従来どおり役位や職責等を勘案した上で算出、「役員賞与」は当期純利益等の収益性指標、「株式報酬」は収益性指標及び資本効率性指標を設定し、その達成度等により算出をすることとしております。そして、報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、「月額報酬」、「役員賞与」（指標100%達成時）および「株式報酬」（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定することとしております。

こうした報酬制度下において、株価条件型譲渡制限付株式の導入および取締役の報酬の限度額を年額800百万円以内（付与株数の上限は1,000,000株以内）とする旨の本株主提案は、当社の取締役の報酬等の基本方針とは乖離したものであり、かつ月額報酬および役員賞与の報酬体系とのバランスを欠く過大な株式報酬枠であると考えます。業績連動型株式報酬制度の導入にあたっては、取締役に適切なインセンティブを付与する観点とともに、制度導入に伴う希薄化率、従業員との報酬格差等、当社のステークホルダーに配慮した制度設計が望ましいと考えます。加えて、本株主提案では、株価純資産条件倍率という株価目標の達成度に応じて算定される株価条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入が提案されておりますが、株価純資産条件倍率が1倍以下の場合には株式報酬が一切支給されない仕組みとなっており、株価が当社の業績等の固有の要因以外の当社がコントロールすることができない様々な外部要因によって変動するものであることに鑑みると、取締役に対する適切なインセンティブ付与の観点から適切ではないと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

⑤自己株式の消却に係る定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

イ. 反対の理由

当社が保有する自己株式については、一般的に、株式報酬で交付される当社株式として活用することやM&Aの対価として活用することおよび自己株式の消却等が想定されますが、かかる自己株式の取得、保有および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本戦略、成長投資および外部環境などを総合的に判断しながら、取締役会における柔軟かつ機動的な経営判断が必要不可欠であると考えております。そのため、自己株式の消却については、本株主提案のように定款変更により株主総会で決議できるようにするのではなく、機動的な資本政策を可能にする観点等から、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが適切であると考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

⑥自己株式の消却の件

ア. 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

イ. 反対の理由

株主提案議案「自己株式の消却に係る定款変更の件」に対する取締役会の意見において記載したとおり、当社としては、自己株式の取得、保有および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本戦略、成長投資および外部環境などを総合的に判断し、柔軟かつ機動的に実施されるべきと考えております。そのため、当社は、自己株式の消却についても、かかる中長期的な資本政策に関する方針に照らしてその実行の要否を適時適切に判断し、その必要があると判断した場合にはしかるべき時期に会社法の定めに従い、取締役会で決議することにより柔軟かつ機動的に実行してまいりたいと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

以 上

## 別紙 1：提案株主 i からの本株主提案の内容

以下の議題、提案の要領および提案の理由は、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

### 第 1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2 自己株式取得の件

### 第 2 議案の要領及び提案の理由

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

#### (1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の株主総会において、年額600百万円以内（ただし、監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役については年額100百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、当社の取締役（ただし、監査等委員である取締役を除く）に対し、新たに年額600百万円以内、付与株式数の上限600,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、監査等委員である取締役に対し、新たに年額100百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、それぞれ付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

#### (2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（監査等委員である取締役を含む）とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

### 2 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数7,100,000株、取得価額の総額金7,100,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

以 上

## 別紙 2：提案株主 ii からの本株主提案の内容

以下の頭書き、提案する議題、提案の内容および提案の理由は、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

- 1 後記の提案する議題を、当社の第76期定時株主総会における会議の目的とすること。
- 2 後記の提案する議題、提案の内容及び提案の理由を株主総会招集の通知及び添付の参考書類に記載すること。

### 第1 提案する議題

1. 剰余金処分の件
2. 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件
3. 政策保有株式に係る定款変更の件
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
5. 自己株式の消却に係る定款変更の件
6. 自己株式の消却の件

### 第2 提案の内容

以下の3及び5の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/proposal-for-bunkashutter-from-sc-2022.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

#### 1. 剰余金処分の件

##### （1）配当財産の種類 金銭

##### （2）配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

113円から、第76期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額、当社定款39条に基づいて第76期定時株主総会の開催日までに2022年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額及び2022年3月期普通株式1株当たりの中間配当金額20円（これらを合計したものを以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第76期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下、「実績EPS」という。）が113円と異なる場合は冒頭の113円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第76期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

##### （3）剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第76期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は第76期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

#### 2. 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件



2020年6月29日開催の当社第74期定時株主総会において継続が承認された「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」という。）を廃止する。

なお、本買収防衛策の継続が諮られた当社第74期定時株主総会の招集通知によれば、本買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとされている。

### 3. 政策保有株式に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第8章 政策保有株式

（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）

##### 第43条

（1）当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「良好な関係の維持、強化」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える。

（2）当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

### 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という）に対して、中期経営計画の推進を通じた株主価値の向上を図るとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに「株価条件型譲渡制限付株式」の付与のための報酬等を支給する（以下「本制度」という）。

本議案に基づき、対象取締役に対して「株価条件型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において承認された取締役の報酬等（年額600百万円以内）の限度額とは別枠にて、年額800百万円以内とする。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、1,000,000株以内（ただし、本株主提案がなされた日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、当社の取締役会において決定する。

#### 「株価条件型譲渡制限付株式」の概要

「株価条件型譲渡制限付株式」は、対象取締役に対して、2023年3月31日で終了する事業年度及び2024年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度（以下「株価評価期間」という）における、当社の取締役会が予め定める株価指標に係る目標（以下「株価目標」という）の達成度に応じて、株価評価期間の終了後に、「株価条件型譲渡制限付株式」を付与するために、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させることで、対象取締役に、当社が発行又は処分する当社の普通株式である。対象取締役は当社の取締役会が予め

定める地位を退任した直後の時点までの間、「株価条件型譲渡制限付株式」について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額の算定方法や、対象取締役に対する当社の普通株式の割当条件等は、以下のとおりである。

なお、当該金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の割当ては、上記の現物出資に同意していることに加え指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する、無償取得事由等の定め及びその他の事項を含む契約を締結することを条件とする。

#### (1) 金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役に対して支給する「株価条件型譲渡制限付株式」を付与するための金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という）に株価評価期間終了後に開催される当該割当てのための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、予め取締役会において役位毎に定めた株式数に、以下のとおり算定される株価目標の達成度に応じた割合を乗じて算定した数とする。

- ① 当社の株価純資産条件倍率（注）が1倍以下の場合：零
- ② 当社の株価純資産条件倍率が1倍を超え1.5倍以下の場合：（当社の株価純資産条件倍率－1）×2
- ③ 当社の株価純資産条件倍率が1.5倍を超えた場合：1

（注）「株価純資産条件倍率」とは、株価評価期間の当社の株価純資産条件倍率で、以下の式で算出する数値とする。

A： 株価評価期間の最終事業年度の末日（同日を含む）の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値から算出した株価の平均値

B： 株価評価期間の最初又は最終の事業年度の通期決算における当社の1株当たり連結純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定する。）のいずれか大きい方

株価純資産条件倍率＝A÷B

#### (2) 対象取締役に対する当社の普通株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合又は当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、株価評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

- ① 対象取締役が、株価評価期間中、6カ月以上継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、株価評価期間中に対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により対象取締役の地位を退任した場合には、退任した者（死亡による退任の場合にはその承継者）に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。

#### (3) 組織再編等における取扱い

上記にかかわらず、当社は、株価評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、株価評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び当該時点における株価目標の達成見込み等を踏まえて合理的に調整した数の当社の普通株式を、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に對して割り当てる。

5. 自己株式の消却に係る定款変更の件  
現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第9章 自己株式の消却

(自己株式の消却)

第44条 当社は、会社法309条1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む）を行うことができる。

6. 自己株式の消却の件

議案5が承認可決されることを条件として当社が保有する自己株式の全てを消却する。

### 第3 提案の理由

#### 1. 剰余金処分の件

本件は、当期純利益全てを配当金とすることに加え、今後の中長期的な資本政策として配当性向100%が採用されることを期待した提案である。

当社の自己資本比率は2021年3月末現在で50.1%と、当社と同じくシャッターを中心に扱う総合建材メーカー大手よりも高い水準である一方、ROEは当該大手よりも低い水準に留まる。さらに、当社の保有する現預金と有価証券等から借入金等を引いたネットキャッシュは2021年3月末現在で313億円に上り、これは2022年3月末現在の時価総額の44%に達する。

当社がこれ以上自己資本を増加させてもROEが低下するだけであり、会社内に資金を留保する必要はない。事業に係る投資は有利子負債を活用し、当期純利益は株主に還元することが株主価値向上につながる。

そして、第76期以降も資本政策として配当性向100%を採用し、中長期的にも自己資本を積み上げないことを明らかにされたい。

#### 2. 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件

当社は、2020年に開催された第74期定時株主総会で買収防衛策の継続を諮り、著しく低い62.54%の賛成比率であったが、第77期定時株主総会終結の時まで本買収防衛策を延長した。

本買収防衛策の継続が諮られた議案に対する賛成比率は、回を重ねるごとに減少しており、これは国内外機関投資家を含む多くの当社株主からの本買収防衛策に対する批判の高まりの表れである。

当社の株価は解散価値未満という低い水準で推移しており、当社経営陣は中長期的に株主価値を毀損している状態である。従って、本来は株主価値を高めることで買収の脅威を遠ざけるべき当社経営陣は、株主価値向上の努力を怠り、その保身のために買収防衛策を導入しているといわざるを得ない。また、買収防衛策は、存在そのものがコーポレートガバナンス不全の表れとして、投資家から忌諱され、資本コストを上昇させる。

そのため、当社は速やかに本買収防衛策を廃止すべきである。

#### 3. 政策保有株式に係る定款変更の件

当社は、2021年3月期現在、98億円強、54銘柄の政策保有株式を保有し、その保有目的を「良好な関係の維持、強化」と説明している。しかし、ほぼ全ての発行会社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則1-4-1をコンプライしている上、提案株主は発行会社に問い合わせを行い、大和ハウス工業株式会社を含めた複数社から、株式保有と取引の関係性を否定する回答を受領している。

従って、当社の2021年3月期有価証券報告書に記載されている政策保有株式の保有目的に誤りがあることは明らかである。

そこで、本株主提案では、政策保有株式の保有目的が実際に果たされているかを再検証することを求めている。提案株主は、政策保有株式を一切保有すべきではないと考えているが、少なくとも、上記の検証の結果、保有目的が果たされていないことが判明した政策保有株式については、保有の合理性が認められていないため、速やかに縮減すべきである。

#### 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株価条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

そもそも、同業他社の株価水準が解散価値を大きく超えているにもかかわらず、当社の株主価値は解散価値未満である。そのようななか、当社は、現行の中期経営計画において株主資本コストを上回る ROE の達成を目標に掲げているが、その成果を株価に反映させ、株主価値を向上させることが取締役の責務である。

本提案にかかる報酬制度は、以上の状況に鑑み、株価が解散価値を超えることを支給の条件としたうえで、対象取締役が ROE の向上や資本コストの低減等によって株価純資産倍率を高めた成果を対象取締役の報酬に反映することを目的とした株価連動型の報酬制度である。

本提案にかかる報酬制度は、現行の中期経営計画と同様に 2024 年 3 月期の終了時までを対象としており、本提案にかかる報酬制度が終了した後は、終了時点の当社の状況を踏まえて新たな株価連動型の報酬制度が導入されるべきである。

#### 5. 自己株式の消却に係る定款変更の件

当社は、2022 年 3 月末現在約 499 万株もの自己株式を保有しており、これは発行済株式総数の約 7% に相当する。

当社が M&A 取引等の際にその対価として自己株式を利用することを想定している可能性はあるものの、当社の財務状況及び当社の株価が解散価値未満であることを勘案すれば、自己株式ではなく有利子負債を活用することが株主価値の向上につながる。

当社が自己株式を大量に保有し続けているこの状況は、株主にとっては、いつでも当社株式の希薄化が行われうるということを意味している。実際に、当社は 2013 年 6 月に自己株式の売出しを行い、その発表の翌日には株価が 10% 以上下落した。

以上からすると、自己株式の消却は当社の株主価値の向上に資するものであるが、それにもかかわらず、当社取締役会は、これまで自己株式消却の決定を行ってこなかったことから、自己株式消却を株主総会の決議により行えるよう定款変更を提案するものである。

#### 6. 自己株式の消却の件

議案 5 の理由のとおり、自己株式消却は当社株式の潜在的な希薄化懸念を消去し、当社の株主価値の向上に資するものであるため、議案 5 の提案にかかる定款変更が可決された場合に、当社の保有する自己株式すべてを消却することを提案するものである。

以 上